

農林産物の処理加工施設等（都市計画法第34条第4号）

			照会	許可	
				43条	29条
必ず必要となる書類	案内図	白図（1/2500）を原則とし、申請地を赤枠で明示。			
	公図	法務局発行のもの。申請地を赤枠で明示。転記した場合は閲覧日、転記した者及び転記場所を明記する。	写		
	土地登記簿謄本	法務局発行のもの。	写		
	配置図、現況図	接する道路と幅員、地盤高、敷地面積を明示。照会申請時はプラン可。			
	建築物の平面図、立面図	照会申請時はプラン可。			
	理由書	設置理由を簡潔に記載する（様式なし）。			
	事業計画書	申請地の概要、事業名称、生産計画、建設資金計画書（設備機器も含む）、営業収支計画書（5年間）、生産物の搬出先、加工品の販売先。			
	住民票又は法人登記簿謄本	申請者が個人の場合は住民票（マイナンバーの記載がないもの）、法人の場合は法人登記簿を添付。	写		
	生産物の生産リスト	農林産物の生産地区、年間生産量の実績。供給可能量の明細書。			
	協議記録	関連担当部局との協議経過。			
委任状	代理人に手続きを依頼した場合。				
該当する場合必要となる書類	他法令による許認可等	食品衛生法等の許可。また、取得状況の調書。	写	写	写
	事業用定期借地契約書	土地を借りる場合。照会申請時は案でも可。	写	写	写
	誓約書、印鑑証明書	事業用定期借地契約をする場合は不要。誓約書は実印。			
	農地法許可書等	申請地が既に農地転用の許可を受けているとき。		写	写
	近郊緑地保全区域届出書	申請地が近郊緑地保全区域であるとき。		写	写
その他市長が必要と判断した書類					
開発許可申請添付図書	開発行為等申請の手引による。				